

# ■ 国立科学博物館イメージアーカイブ画像貸出利用料金表

(2024年5月1日制定)

- \* 国立科学博物館の画像利用にあたっては、下記の利用料が必要になります。
- \* 下記利用料は1画像あたりの料金です。
- \* 画像を利用する場合、下記のクレジット表示が必要です。  
 画像提供: 国立科学博物館 / DNPartcom  
 (英文: Image: National Museum of Nature and Science / DNPartcom)

単位: 円

## ◆ 出版・番組等利用

利用目的	部数・配信数		中面	表紙
書籍・雑誌 教科書・教材 電子書籍・電子雑誌 電子教科書・電子教材 CD-ROM・DVD-ROM・ビデオ	5,000 以下	税込	11,000	22,000
		税抜	10,000	20,000
	5,001 以上	税込	22,000	44,000
		税抜	20,000	40,000

利用目的		
新聞記事 * 電子版含む	税込	33,000
	税抜	30,000

利用目的		1回	6か月以内	12か月以内
テレビ番組 本放送	税込	22,000	44,000	66,000
	税抜	20,000	40,000	60,000

※期間内・同一番組内での使用回数は不問  
 ※番組販売をご希望の場合は、お問い合わせください。

利用目的		12か月以内
テレビ番組 オンデマンド配信・同時配信 * 内容に変更がない限り、複数媒体でも1媒体扱いとします。	税込	22,000
	税抜	20,000

※期間内・同一番組内での使用回数は不問  
 ※番組販売をご希望の場合は、お問い合わせください。

利用目的		1ヶ月以内	12ヶ月以内
壁紙、パネル、展示会・セミナーの映像等	税込	33,000	55,000
	税抜	30,000	50,000

利用目的		1ヶ月以内	12ヶ月以内
インターネット(ウェブ、SNS、アプリ等)、 デジタルサイネージ * 内容に変更がない限り、複数媒体でも1媒体扱いとします。	税込	22,000	38,500
	税抜	20,000	35,000

利用目的		12か月以内
eラーニング(オンライン教育などネットワークで教材を配信する場合)	税込	22,000
	税抜	20,000

## ◆ 販売商品

原則として、1商品につき、「商品製造数×商品販売価格(税込)×5%」

最低保証料として、原則として 11,000 円(税込)を申し受けます。

◆ 広告等利用

利用目的		～100,000部	～200,000部	200,001部～
印刷物： 企業カレンダー、ノベルティ、パッケージ、年賀状、PR誌、会社案内、新聞雑誌広告、ポスター、パンフレット、チラシ、パネル等	税込	55,000	110,000	220,000
	税抜	50,000	100,000	200,000

※表紙・中面の区分なし

※場合により画像貸出が出来ないことがありますので、予めご了承ください。

利用目的		6か月以内	12か月以内
映像： テレビ、インターネット、デジタルサイネージ等 * 内容に変更がない限り、複数媒体でも1媒体扱いとします。	税込	55,000	110,000
	税抜	50,000	100,000

※場合により画像貸出が出来ないことがありますので、予めご了承ください。

■ 国立科学博物館イメージアーカイブ 料金規定

カラー画像のモノクローム利用	カラー利用料の 80% * 作品自体がモノクローム写真の場合は適用されません	
同一画像を再利用する場合の割引	同一画像を再利用(印刷物の再版、テレビ番組の(12カ月経過後の)再放送等)する場合には、再度申請してください。再利用は、原則として、初回利用より3か月以内の申込みとします。	
	2 次利用	初回利用料の 80%
	3 次利用	初回利用料の 60%
	4 次利用以降	初回利用料の 50%
同一画像を同一媒体で、複数箇所を利用する場合の割引	2 箇所目	当該利用料の 80%
	3 箇所目	当該利用料の 60%
	4 箇所目以降	当該利用料の 50%
同一媒体で同時に多数の画像を利用する場合の割引	同一媒体に対し、同時に10 作品以上の画像を利用した場合、1 請求書案件に限り、利用料の 90%とします。割引が適用できない場合もありますので、ご了承ください。	
プレゼンテーション利用貸出料	1 作品につき 11,000 円(税込) * 貸出後、候補として検討するに留まったり、プレゼンテーションのみに利用するなど利用に至らない場合、適用されます。その後に利用した場合、当該貸出料は利用料の一部に充当されます。	
文部科学省検定済教科書に関する例外規定	文部科学省検定済教科書の紙面が、教師用指導書、拡大教科書、学習者用デジタル教科書、指導者用デジタル教科書等に複製される場合の利用料は、上記単価に含まれるものとします。 なお、「学習者用デジタル教科書」は、学校教育法第三十四条第二項に規定された教材を指します。	